

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成26年5月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	高橋 操	観音寺市木之郷町874番地4	平成26年4月1日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	中塚 一男	観音寺市木之郷町858番地4	平成26年4月24日